

主催：株式会社KACHIEL

～ 生前贈与徹底解説シリーズ：第3回（全3回）～

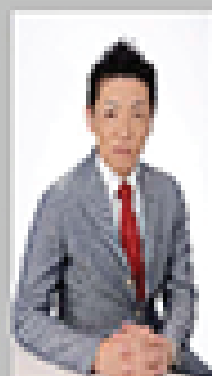
配偶者控除と教育・結婚・子育て資金の戦略的贈与

令和6年8月1日（木）



税理士法人レディング 代表
税理士・公認会計士 木下勇人

2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会麹町支部所属。代表社員木下勇人の主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ばる出版）」がある。2021年6月東京事務所を四ツ谷（麹町支部へ転籍）へ移転し、同日に木村英幸税理士を代表社員として迎え入れ、つくば支店を開設。相続・事業承継・M&Aに対応する事務所となるべく、全国の税理士先生との連携を進めてまいります。



代表社員：木下 勇人

税理士
公認会計士
不動産鑑定士 第2次試験合格
宅地建物取引士
ファイナンシャルプランナー



代表社員：木村 英幸

税理士
行政書士

■ 税理士法人レディング 基本データ

■ 東京事務所（他に名古屋事務所、つくば事務所あり）
〒102-0085 東京都千代田区六番町1-13-1 ルイジ六番町501
TEL：03-6265-4903 FAX：03-6265-4904
URL：<https://www.loding.or.jp> Email：info@loding.or.jp

贈与税の配偶者控除 (相法21の6)

各種要件の論点整理

- (1) 〇
- (2) 〇
- (3) 〇
- (4) 〇
- (5) 〇
- (6) 〇
- (7) 〇
- (8) 〇
- (9) 〇
- (10) 〇
- (11) 〇
- (12) 〇
- (13) 〇
- (14) 〇
- (15) 〇
- (16) 〇
- (17) 〇
- (18) 〇
- (19) 〇
- (20) 〇
- (21) 〇
- (22) 〇
- (23) 〇
- (24) 〇
- (25) 〇
- (26) 〇
- (27) 〇
- (28) 〇
- (29) 〇
- (30) 〇
- (31) 〇
- (32) 〇
- (33) 〇
- (34) 〇
- (35) 〇
- (36) 〇
- (37) 〇
- (38) 〇
- (39) 〇
- (40) 〇
- (41) 〇
- (42) 〇
- (43) 〇
- (44) 〇
- (45) 〇
- (46) 〇
- (47) 〇
- (48) 〇
- (49) 〇
- (50) 〇
- (51) 〇
- (52) 〇
- (53) 〇
- (54) 〇
- (55) 〇
- (56) 〇
- (57) 〇
- (58) 〇
- (59) 〇
- (60) 〇
- (61) 〇
- (62) 〇
- (63) 〇
- (64) 〇
- (65) 〇
- (66) 〇
- (67) 〇
- (68) 〇
- (69) 〇
- (70) 〇
- (71) 〇
- (72) 〇
- (73) 〇
- (74) 〇
- (75) 〇
- (76) 〇
- (77) 〇
- (78) 〇
- (79) 〇
- (80) 〇
- (81) 〇
- (82) 〇
- (83) 〇
- (84) 〇
- (85) 〇
- (86) 〇
- (87) 〇
- (88) 〇
- (89) 〇
- (90) 〇
- (91) 〇
- (92) 〇
- (93) 〇
- (94) 〇
- (95) 〇
- (96) 〇
- (97) 〇
- (98) 〇
- (99) 〇
- (100) 〇

1. 婚姻期間20年のカウント方法
(復縁した場合は?)
2. 居住用不動産の範囲の考え方
3. 資金贈与か物件贈与か
(物件取得直後の物件贈与をどう考えるか?)
4. 贈与直後の物件譲渡をどう考えるか?

2. 居住用不動産の範囲の考え方

① 居住用不動産	② 居住用不動産
③ 居住用不動産	④ 居住用不動産
⑤ 居住用不動産	⑥ 居住用不動産
⑦ 居住用不動産	⑧ 居住用不動産
⑨ 居住用不動産	⑩ 居住用不動産
⑪ 居住用不動産	⑫ 居住用不動産
⑬ 居住用不動産	⑭ 居住用不動産
⑮ 居住用不動産	⑯ 居住用不動産
⑰ 居住用不動産	⑱ 居住用不動産
⑲ 居住用不動産	⑳ 居住用不動産
㉑ 居住用不動産	㉒ 居住用不動産
㉓ 居住用不動産	㉔ 居住用不動産
㉕ 居住用不動産	㉖ 居住用不動産
㉗ 居住用不動産	㉘ 居住用不動産
㉙ 居住用不動産	㉚ 居住用不動産
㉛ 居住用不動産	㉜ 居住用不動産
㉝ 居住用不動産	㉞ 居住用不動産
㉟ 居住用不動産	㊱ 居住用不動産
㊲ 居住用不動産	㊳ 居住用不動産
㊴ 居住用不動産	㊵ 居住用不動産
㊶ 居住用不動産	㊷ 居住用不動産
㊸ 居住用不動産	㊹ 居住用不動産
㊺ 居住用不動産	㊻ 居住用不動産
㊼ 居住用不動産	㊽ 居住用不動産
㊾ 居住用不動産	㊿ 居住用不動産

2. 居住用不動産の範囲の考え方

① 用途別区分	用途別区分
② 用途別区分	用途別区分
③ 用途別区分	用途別区分
④ 用途別区分	用途別区分
⑤ 用途別区分	用途別区分
⑥ 用途別区分	用途別区分
⑦ 用途別区分	用途別区分
⑧ 用途別区分	用途別区分
⑨ 用途別区分	用途別区分
⑩ 用途別区分	用途別区分

2. 居住用不動産の範囲の考え方（コンメンタル相続税法より）

① 居住用不動産とは、

② 居住用不動産とは、

③ 居住用不動産とは、

1. 本邦に住所を有する者

2. 本邦に住所を有する者
3. 本邦に住所を有する者

4. 本邦に住所を有する者
5. 本邦に住所を有する者

適用要件

- 1. 株式会社として設立された会社であること
- 2. 株式会社として設立された日から1年以上経過していること
- 3. 株式会社として設立された日から1年以上経過していること
- 4. 株式会社として設立された日から1年以上経過していること
- 5. 株式会社として設立された日から1年以上経過していること
- 6. 株式会社として設立された日から1年以上経過していること

- ① 要件1に該当する場合は、要件2～要件4をすべて満たす必要がある
- ② 要件1に該当しない場合は、要件2～要件4のうち1つでも満たせばよい
- ③ 要件1に該当する場合は、要件2～要件4のうち1つでも満たせばよい
- ④ 要件1に該当しない場合は、要件2～要件4のうち1つでも満たせばよい
- ⑤ 要件1に該当する場合は、要件2～要件4のうち1つでも満たせばよい
- ⑥ 要件1に該当しない場合は、要件2～要件4のうち1つでも満たせばよい
- ⑦ 要件1に該当する場合は、要件2～要件4のうち1つでも満たせばよい
- ⑧ 要件1に該当しない場合は、要件2～要件4のうち1つでも満たせばよい

1. 適用範囲

(1) 種別 一般債権証券

(2) 種別 一般債権証券 有価証券

2. 適用除外事項

① 種別 一般債権証券 有価証券

3. 適用範囲

① 種別 一般債権証券 有価証券

② 種別 一般債権証券

3. 資金贈与か物件贈与か (物件取得直後の物件贈与をどう考えるか?)

贈与税の課税対象となる贈与は、現金贈与と物件贈与とに分けられる。現金贈与は、現金の授受が行われる時点で課税される。物件贈与は、物件の所有権が移転した時点で課税される。

例:

現金贈与 100万円
物件贈与 100万円 (100万円相当)

- 現金贈与は、現金の授受が行われる時点で課税される。
- 物件贈与は、物件の所有権が移転した時点で課税される。
- 現金贈与と物件贈与は、それぞれ異なる課税要件がある。

4. 贈与直後の物件譲渡をどう考えるか？



■相法19① と 相法21の2④ との関係検証

相法19①は、贈与税の配偶者控除に関する規定であり、相法21の2④は、7年以内贈与加算に関する規定である。両規定の関係を検証する。

相法19①は、贈与税の配偶者控除に関する規定であり、相法21の2④は、7年以内贈与加算に関する規定である。両規定の関係を検証する。

相法19①は、贈与税の配偶者控除に関する規定であり、相法21の2④は、7年以内贈与加算に関する規定である。両規定の関係を検証する。

相法19①は、贈与税の配偶者控除に関する規定であり、相法21の2④は、7年以内贈与加算に関する規定である。両規定の関係を検証する。

相法19①は、贈与税の配偶者控除に関する規定であり、相法21の2④は、7年以内贈与加算に関する規定である。両規定の関係を検証する。

「7年以内贈与加算」と「贈与税の配偶者控除」との関係

■ 相法19① と 相法21の2④ との関係検証

・相法19

- 第1項：相続開始前7年以内の贈与を相続税の課税価格への取込（**特定贈与財産除く**）
- 第2項：相法21の6（贈与税の配偶者控除適用分）

・相法19①

- 相法21の2①②③のみ取込
- 相法21の2④を取込せず

・相法21の2④

- 相続開始年の贈与につき、相法19の規定により相続税の課税価格に加算されるものは贈与税の課税価格に算入しない
- つまり、相続開始年の贈与につき相続税の課税価格に算入されたものは…贈与税申告不要
- 逆に、相続開始年の贈与につき**相続税の課税価格に算入されなかったは…贈与税申告必要**

- 相続開始年の配偶者控除は相続税の課税価格に算入されなかったため、贈与税申告必要

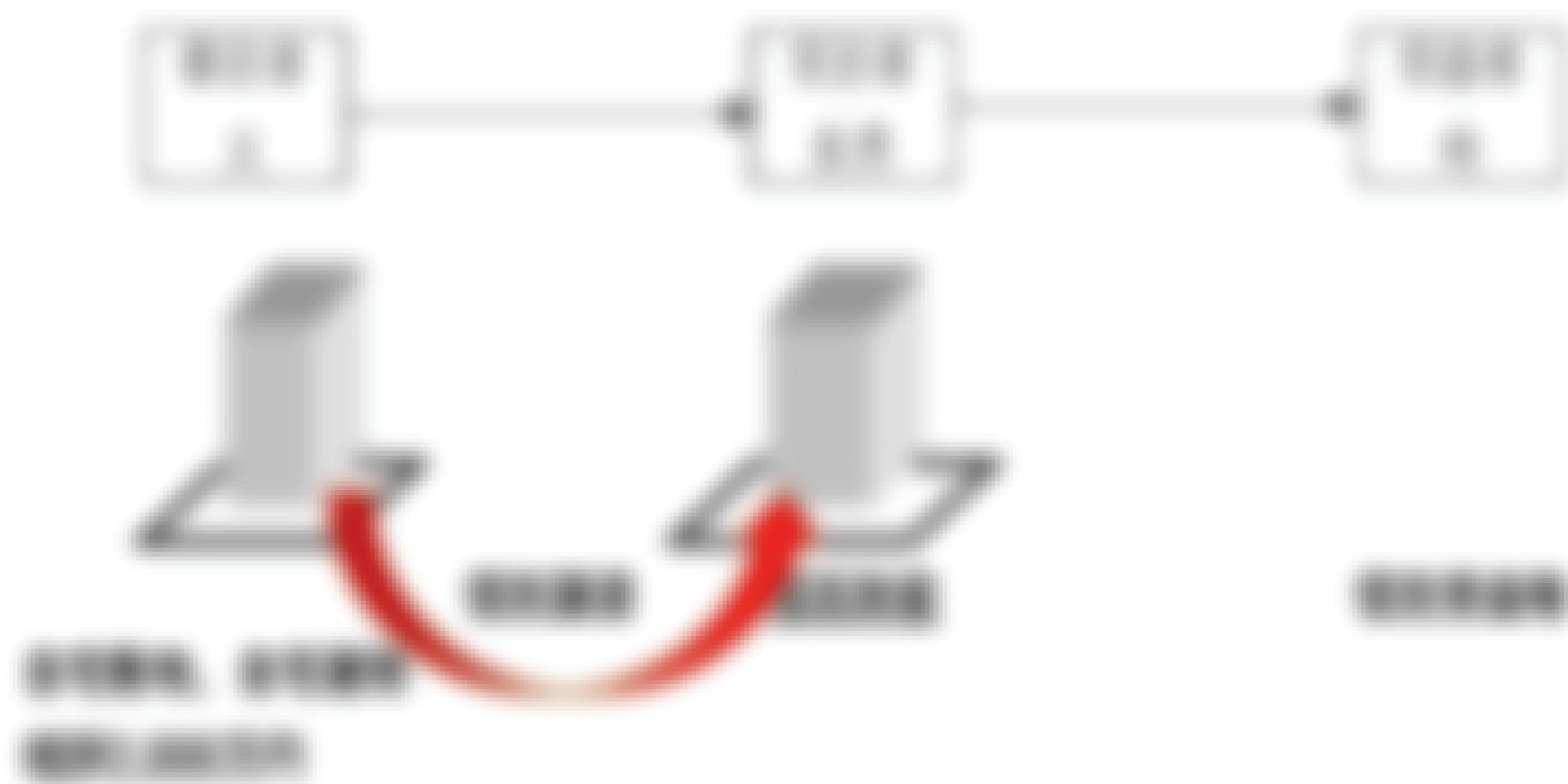
【問】 株式会社Aが、平成27年12月31日現在、資本金1,000万円、繰上金100万円、利益剰余金500万円、負債総額1,000万円を計上している。このうち、繰上金は、平成27年12月31日現在、Aの役員が個人で保有している。Aの役員が個人で保有している繰上金の金額は、平成27年12月31日現在のAの役員が個人で保有している繰上金の金額に相当する。Aの役員が個人で保有している繰上金の金額は、平成27年12月31日現在のAの役員が個人で保有している繰上金の金額に相当する。

【答】 繰上金は、株式会社Aの役員が個人で保有している繰上金の金額に相当する。Aの役員が個人で保有している繰上金の金額は、平成27年12月31日現在のAの役員が個人で保有している繰上金の金額に相当する。

【解説】 株式会社Aの役員が個人で保有している繰上金の金額は、平成27年12月31日現在のAの役員が個人で保有している繰上金の金額に相当する。

【参考】 株式会社Aの役員が個人で保有している繰上金の金額は、平成27年12月31日現在のAの役員が個人で保有している繰上金の金額に相当する。

【参考】 株式会社Aの役員が個人で保有している繰上金の金額は、平成27年12月31日現在のAの役員が個人で保有している繰上金の金額に相当する。



相基通21の6-9

（一） 相基通21の6-9は、相基通21の6-9の施行期日である平成21年4月1日以後に開始した事業に係るものである。

（二） 相基通21の6-9は、相基通21の6-9の施行期日である平成21年4月1日以後に開始した事業に係るものである。

（三） 相基通21の6-9は、相基通21の6-9の施行期日である平成21年4月1日以後に開始した事業に係るものである。

（四） 相基通21の6-9は、相基通21の6-9の施行期日である平成21年4月1日以後に開始した事業に係るものである。

（五） 相基通21の6-9は、相基通21の6-9の施行期日である平成21年4月1日以後に開始した事業に係るものである。

課税対象となる資産

課税対象となる資産とは、課税対象となる権利・利益を有するものをいいます。課税対象となる権利・利益とは、課税対象となる権利・利益を有するものをいいます。

課税対象となる権利・利益とは、課税対象となる権利・利益を有するものをいいます。課税対象となる権利・利益とは、課税対象となる権利・利益を有するものをいいます。

課税対象となる権利・利益とは、課税対象となる権利・利益を有するものをいいます。課税対象となる権利・利益とは、課税対象となる権利・利益を有するものをいいます。

【要約】

1. 課税対象となる資産の取得、処分、移転等に関する情報について、課税対象となる資産の取得、処分、移転等に関する情報は、課税対象となる資産の取得、処分、移転等に関する情報である。

2. 課税対象となる資産の取得、処分、移転等に関する情報は、課税対象となる資産の取得、処分、移転等に関する情報である。

3. 課税対象となる資産の取得、処分、移転等に関する情報は、課税対象となる資産の取得、処分、移転等に関する情報である。

借地権付き建物に関する論点整理

借地権付き建物に関する誤りやすい事例

■事例

長男は、借地の上に建っている父所有の建物の贈与を受けるとともに、土地の賃貸借契約書の名義も変更したが、建物の評価のみを行い贈与税の計算を行った。

▼ポイント

借地権部分についても評価し、申告額に加算する必要があります。
ただし、契約書の名義を変更せず、使用貸借により借地権を転借する場合は、建物だけの贈与となりますが、この場合、「借地権の使用貸借に関する確認書」の提出をする必要があります（使用貸借通達2）。

【参考】

国税庁サイト タックスアンサー「No.4555 親の借地に子供が家を建てたとき」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4555.htm>

国税庁サイト 【手続名】借地権の使用貸借であることの確認手続（借地権の使用貸借に関する確認書）

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/37.htm>

Q. 1000 贈与税の課税標準額

～

～

～

～

～

～

～

～

【問題】
～
～
～
～
～
～

【解説】
～
～
～
～

～
～



貸借通達書の作成（貸借）

- 貸借通達書の作成（貸借）
 - 貸借通達書の作成（貸借）
 - 貸借通達書の作成（貸借）
 - 貸借通達書の作成（貸借）
 - 貸借通達書の作成（貸借）

貸借通達書の作成（貸借）
貸借通達書の作成（貸借）
貸借通達書の作成（貸借）
貸借通達書の作成（貸借）

- 貸借通達書の作成（貸借）
- 貸借通達書の作成（貸借）
- 貸借通達書の作成（貸借）



贈与税の配偶者控除（相法21の6）

贈与税の配偶者控除の特典は、
配偶者に贈与した財産の額が、
100万円以下の場合に適用される。

贈与税の配偶者控除の特典は、
配偶者に贈与した財産の額が、
100万円以下の場合に適用される。
贈与税の配偶者控除の特典は、
配偶者に贈与した財産の額が、
100万円以下の場合に適用される。



贈与税の配偶者控除（相法21の6）

贈与税の配偶者控除は、配偶者から受けた贈与のうち、一定の範囲内において、贈与税を課税しない。この控除は、配偶者から受けた贈与のうち、一定の範囲内において、贈与税を課税しない。この控除は、配偶者から受けた贈与のうち、一定の範囲内において、贈与税を課税しない。

贈与者	受贈者	贈与額	配偶者控除額	課税額
夫	妻	100万円	100万円	0円
妻	夫	100万円	100万円	0円
夫	子	100万円	0円	100万円
妻	子	100万円	0円	100万円
夫	孫	100万円	0円	100万円
妻	孫	100万円	0円	100万円

流通税等への配慮

不動産取得税Q & A

Q1 不動産取得税はどのようなときに課税されますか。

①

- ① 所有権移転等による取得
所有権移転等による取得は、原則として課税対象となります。ただし、相続、遺贈、贈与、信託行為による取得は、課税対象外です。
- ② 取得時課税
取得時課税は、原則として課税対象となります。ただし、取得時課税の特例（取得時課税の特例）は、取得時課税の対象外です。
- ③ 取得時課税の特例
取得時課税の特例は、取得時課税の対象外です。
- ④ 取得時課税の特例
取得時課税の特例は、取得時課税の対象外です。

Q2 贈与税において、夫婦間の居住用不動産の特例を受けたのですが不動産取得税は課税されますか。

■

東京都主税局HP「贈与税の特例を受けた居住用不動産の取得税の特例」

①

東京都主税局HP「贈与税の特例を受けた居住用不動産の取得税の特例」

② 東京都主税局HP「贈与税の特例を受けた居住用不動産の取得税の特例」

③ 東京都主税局HP「贈与税の特例を受けた居住用不動産の取得税の特例」

Q13 居住用の中古住宅を取得したときに不動産取得税の軽減制度はありますか。

○

東京都では、居住用の中古住宅を取得したときに、不動産取得税の軽減制度があります。軽減の対象となるのは、中古住宅の取得価格が一定以下の場合です。

軽減の対象となる中古住宅の取得価格

取得価格	軽減率
1,000万円以下	10%
1,000万円超～2,000万円以下	5%
2,000万円超～3,000万円以下	3%
3,000万円超～4,000万円以下	2%
4,000万円超～5,000万円以下	1%
5,000万円超	0%

○

軽減の対象となる中古住宅の取得価格は、中古住宅の取得価格が一定以下の場合です。軽減の対象となる中古住宅の取得価格は、中古住宅の取得価格が一定以下の場合です。軽減の対象となる中古住宅の取得価格は、中古住宅の取得価格が一定以下の場合です。



課税標準額	税率	課税額
100万円以下	1%	1万円
100万円超～200万円以下	2%	2万円
200万円超～300万円以下	3%	3万円
300万円超～400万円以下	4%	4万円
400万円超～500万円以下	5%	5万円
500万円超～600万円以下	6%	6万円
600万円超～700万円以下	7%	7万円
700万円超～800万円以下	8%	8万円
800万円超～900万円以下	9%	9万円
900万円超～1,000万円以下	10%	10万円
1,000万円超	11%	11万円

課税標準額

税率

課税額

東京都主税局HPより転載

区分	課税標準	課税率	課税額
1	取得価額	3%	取得価額×3%
2	取得価額	3%	取得価額×3%
3	取得価額	3%	取得価額×3%
4	取得価額	3%	取得価額×3%

※取得価額は、取得した不動産の取得価額を指します。

※取得した不動産の取得価額は、取得した不動産の取得価額を指します。

※取得した不動産の取得価額は、取得した不動産の取得価額を指します。

課税標準	税率	課税額
100万円	0.4%	4,000円
200万円	0.4%	8,000円
300万円	0.4%	12,000円
400万円	0.4%	16,000円
500万円	0.4%	20,000円
600万円	0.4%	24,000円
700万円	0.4%	28,000円
800万円	0.4%	32,000円
900万円	0.4%	36,000円
1,000万円	0.4%	40,000円
1,200万円	0.4%	48,000円
1,400万円	0.4%	56,000円
1,600万円	0.4%	64,000円
1,800万円	0.4%	72,000円
2,000万円	0.4%	80,000円
2,200万円	0.4%	88,000円
2,400万円	0.4%	96,000円
2,600万円	0.4%	104,000円
2,800万円	0.4%	112,000円
3,000万円	0.4%	120,000円
3,200万円	0.4%	128,000円
3,400万円	0.4%	136,000円
3,600万円	0.4%	144,000円
3,800万円	0.4%	152,000円
4,000万円	0.4%	160,000円
4,200万円	0.4%	168,000円
4,400万円	0.4%	176,000円
4,600万円	0.4%	184,000円
4,800万円	0.4%	192,000円
5,000万円	0.4%	200,000円
5,200万円	0.4%	208,000円
5,400万円	0.4%	216,000円
5,600万円	0.4%	224,000円
5,800万円	0.4%	232,000円
6,000万円	0.4%	240,000円
6,200万円	0.4%	248,000円
6,400万円	0.4%	256,000円
6,600万円	0.4%	264,000円
6,800万円	0.4%	272,000円
7,000万円	0.4%	280,000円
7,200万円	0.4%	288,000円
7,400万円	0.4%	296,000円
7,600万円	0.4%	304,000円
7,800万円	0.4%	312,000円
8,000万円	0.4%	320,000円
8,200万円	0.4%	328,000円
8,400万円	0.4%	336,000円
8,600万円	0.4%	344,000円
8,800万円	0.4%	352,000円
9,000万円	0.4%	360,000円
9,200万円	0.4%	368,000円
9,400万円	0.4%	376,000円
9,600万円	0.4%	384,000円
9,800万円	0.4%	392,000円
10,000万円	0.4%	400,000円

※ 課税標準は、取得した不動産の取得価額を基礎として算出する。取得価額は、取得した不動産の取得費と取得した不動産の取得時価との合計額である。

※ 課税標準は、取得した不動産の取得価額を基礎として算出する。取得価額は、取得した不動産の取得費と取得した不動産の取得時価との合計額である。

※ 課税標準は、取得した不動産の取得価額を基礎として算出する。取得価額は、取得した不動産の取得費と取得した不動産の取得時価との合計額である。

※ 課税標準は、取得した不動産の取得価額を基礎として算出する。取得価額は、取得した不動産の取得費と取得した不動産の取得時価との合計額である。

Q14 住宅用の土地を取得したときに不動産取得税の軽減制度はありますか。

Q14 住宅用の土地を取得したときに不動産取得税の軽減制度はありますか。

取得した土地の種類	軽減制度
住宅用地	取得した土地が住宅用地である場合は、取得税額が半額に軽減されます。
住宅用地以外の土地	取得した土地が住宅用地以外である場合は、取得税額が半額に軽減されません。

東京都主税局HPの不動産取得税に関するページの内容を要約した表です。

項目	内容
1. 課税対象となる取得	所有権取得、借地権取得、借家権取得、賃借権取得、地上権取得、地役権取得、借家権取得、賃借権取得、借家権取得、賃借権取得
2. 課税対象となる取得	所有権取得、借地権取得、借家権取得、賃借権取得、地上権取得、地役権取得、借家権取得、賃借権取得、借家権取得、賃借権取得

※ 詳細は東京都主税局HPをご覧ください。

東京都主税局HPの不動産取得税に関するページの内容を要約します。

1. 不動産取得税の概要

2. 課税対象となる取得行為

3. 課税標準の算定

4. 税率

5. 軽減措置

6. 納税の期日

7. 滞り金

8. 控除

9. 納税の場所

10. お問い合わせ

登録免許税
1. 登録免許税
2. 登録免許税
3. 登録免許税
4. 登録免許税

登録免許税
1. 登録免許税
2. 登録免許税
3. 登録免許税
4. 登録免許税

登録免許税
1. 登録免許税
2. 登録免許税

登録免許税
1. 登録免許税
2. 登録免許税
3. 登録免許税

居住用財産に関する 各種特例との関係整理

条文確認：措法35①

（第1項）
（第2項）
（第3項）

（第4項）
（第5項）
（第6項）

（第7項）
（第8項）
（第9項）

1. 読者の読書習慣を養成し、読者の読書意欲を喚起し、読者の読書能力を向上させること、

2. 読者の読書習慣を養成し、読者の読書意欲を喚起し、読者の読書能力を向上させること、

3. 読者の読書習慣を養成し、読者の読書意欲を喚起し、読者の読書能力を向上させること、

【事例】
Aさんが所有する居住用財産を、Bさんに譲渡した。Aさんは、この譲渡所得から特別控除を受けることができる。Bさんは、この譲渡所得から特別控除を受けることができない。



【事例】
Aさんが所有する居住用財産を、Bさんに譲渡した。Aさんは、この譲渡所得から特別控除を受けることができる。Bさんは、この譲渡所得から特別控除を受けることができない。

【事例】
Aさんが所有する居住用財産を、Bさんに譲渡した。Aさんは、この譲渡所得から特別控除を受けることができる。Bさんは、この譲渡所得から特別控除を受けることができない。

【質問】	
【回答】	
【質問】	
【回答】	
【質問】	
【回答】	
【質問】	
【回答】	

【問題】
租通35-4

【解答】
租通35-4

- 1. 租通35-4
- 2. 租通35-4
- 3. 租通35-4
- 4. 租通35-4

- 1. 租通35-4の適用範囲は、租通35-4の適用範囲に該当するものに限られる。
- 2. 租通35-4の適用範囲に該当するものは、租通35-4の適用範囲に該当するものに限られる。
- 3. 租通35-4の適用範囲に該当するものは、租通35-4の適用範囲に該当するものに限られる。

離婚時の適用検証

■事例

婚姻期間が20年以上になったため、1月に夫から居住用財産の贈与を受けたが、5月に離婚した。引き続き居住するつもりであるが、贈与のあった年の年末までに離婚しているため配偶者控除は適用できないとした。

解説

配偶者控除は、贈与を受けた年の12月31日現在に配偶者がいる場合に適用される。この事例では、贈与を受けた年の12月31日現在に配偶者がいないため、配偶者控除は適用できない。

なお、贈与を受けた年の12月31日現在に配偶者がいない場合、

配偶者控除は適用できないが、配偶者控除が適用できない場合、贈与税の税率は、配偶者控除が適用できる場合と同一である。

■ 分与を受けた者に対する課税関係

① 分与を受けた者が、分与を受けた財産のうち、自己の所得に帰するものがあるときは、その所得に帰する部分について、分与を受けた者が所得の計算上、所得を得たものとみなされ、課税される。

② 分与を受けた者が、分与を受けた財産のうち、自己の所得に帰するものがないときは、課税されない。

③ 分与を受けた者が、分与を受けた財産のうち、自己の所得に帰するものがないときは、分与を受けた者が所得の計算上、所得を得たものとみなされ、課税される。

④ 分与を受けた者が、分与を受けた財産のうち、自己の所得に帰するものがないときは、課税されない。

⑤ 分与を受けた者が、分与を受けた財産のうち、自己の所得に帰するものがないときは、分与を受けた者が所得の計算上、所得を得たものとみなされ、課税される。

⑥ 分与を受けた者が、分与を受けた財産のうち、自己の所得に帰するものがないときは、課税されない。

⑦ 分与を受けた者が、分与を受けた財産のうち、自己の所得に帰するものがないときは、課税されない。

■ 分与者に対する課税関係

① 分与者に対する課税関係

② 分与者に対する課税関係

③ 分与者に対する課税関係

④

⑤ 分与者に対する課税関係

⑥ 分与者に対する課税関係

⑦ 分与者に対する課税関係

⑧ 分与者に対する課税関係

⑨ 分与者に対する課税関係

⑩ 分与者に対する課税関係

民法との交錯

誤りやすい事例

■ 事例

一度離婚したが同じ相手と再婚し、その配偶者から居住用財産の贈与を受けた。2回目の婚姻の届け出日から贈与の日までの期間が15年しか経過していないため、贈与税の配偶者控除の適用はできないとした。

【解説】

配偶者控除の適用要件として、婚姻の届出日から贈与の日までの期間が15年経過していることが必要である。

この事例では、再婚の届出日から贈与の日までの期間が15年経過していないため、配偶者控除の適用はできない。

したがって、贈与税の配偶者控除の適用はできない。

なお、この事例では、再婚の届出日から贈与の日までの期間が15年経過していないため、配偶者控除の適用はできない。

したがって、贈与税の配偶者控除の適用はできない。

■ 事例

前夫と死別後に再婚し、婚姻期間が20年以上となったため、再婚した夫から居住用財産の贈与を受けた。しかし、死亡した前夫から過去に贈与を受けた居住用財産について、既に贈与税の配偶者控除の適用を受けていたため、今回の贈与については、贈与税の配偶者控除の適用は受けられないとした。

【解説】

贈与税の配偶者控除は、婚姻期間が20年以上続いた配偶者から贈与を受けた居住用財産に限り適用される。この控除は、配偶者から贈与を受けた居住用財産に限らず、配偶者から贈与を受けた居住用財産以外の財産についても適用される。したがって、死亡した前夫から過去に贈与を受けた居住用財産についても、既に贈与税の配偶者控除の適用を受けていたため、今回の贈与については、贈与税の配偶者控除の適用は受けられないとした。

なお、死亡した前夫から過去に贈与を受けた居住用財産について、既に贈与税の配偶者控除の適用を受けていたため、今回の贈与については、贈与税の配偶者控除の適用は受けられないとした。これは、死亡した前夫から過去に贈与を受けた居住用財産についても、既に贈与税の配偶者控除の適用を受けていたため、今回の贈与については、贈与税の配偶者控除の適用は受けられないとした。

■ 事例

贈与を受けた年の年末で婚姻期間が20年以上となるため、贈与税の配偶者控除の適用ができるとした。

【解説】

贈与税の配偶者控除は、贈与を受けた年の年末で婚姻期間が20年以上となる場合に適用される。婚姻期間が20年以上となるのは、贈与を受けた年の年末で婚姻期間が20年以上となる場合に限られる。婚姻期間が20年以上となるのは、贈与を受けた年の年末で婚姻期間が20年以上となる場合に限られる。婚姻期間が20年以上となるのは、贈与を受けた年の年末で婚姻期間が20年以上となる場合に限られる。

(The content of this table is extremely blurry and illegible. It appears to be a table with multiple columns and rows, likely detailing the application of the spousal exemption for gift tax.)

扶養義務者間の非課税 (相法21の3)

【質問】

扶養義務者から受けた贈与の金額が、受贈者の課税総所得金額等の50%を超えた場合、受贈者は、その超過部分について、贈与税を納付しなければならない。	○	×
扶養義務者から受けた贈与の金額が、受贈者の課税総所得金額等の50%を超えた場合、受贈者は、その超過部分について、贈与税を納付しなければならない。	○	×

【質問】

扶養義務者から受けた贈与の金額が、受贈者の課税総所得金額等の50%を超えた場合、受贈者は、その超過部分について、贈与税を納付しなければならない。	○	×
扶養義務者から受けた贈与の金額が、受贈者の課税総所得金額等の50%を超えた場合、受贈者は、その超過部分について、贈与税を納付しなければならない。	○	×

【解説】

扶養義務者から受けた贈与の金額が、受贈者の課税総所得金額等の50%を超えた場合、受贈者は、その超過部分について、贈与税を納付しなければならない。

【解説】

扶養義務者から受けた贈与の金額が、受贈者の課税総所得金額等の50%を超えた場合、受贈者は、その超過部分について、贈与税を納付しなければならない。

（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）

（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）

（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）

（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）
（扶養義務者からの生活費等関係）

【要旨】
被扶養者（扶養義務者）からの生活費等関係に関する通達確認。被扶養者からの生活費等関係に関する通達確認。被扶養者からの生活費等関係に関する通達確認。

1. 被扶養者（扶養義務者）からの生活費等関係に関する通達確認。被扶養者からの生活費等関係に関する通達確認。被扶養者からの生活費等関係に関する通達確認。

【要旨】
被扶養者（扶養義務者）からの生活費等関係に関する通達確認。被扶養者からの生活費等関係に関する通達確認。被扶養者からの生活費等関係に関する通達確認。

第1条 (目的)
この法律は、不動産の取引の公正な実施を確保し、取引の円滑化を図るため、不動産の鑑定評価に関する事項を定めることと、その実施に際しての業務の執行に必要となる事項を定めることとを目的とする。

第2条 (定義)
この法律において「鑑定評価」とは、不動産の取引の公正な実施を確保し、取引の円滑化を図るため、不動産の鑑定評価に関する事項を定めることと、その実施に際しての業務の執行に必要となる事項を定めることとを目的とする。

第3条 (業務の執行)
鑑定評価の業務は、鑑定士が専らその業務の執行に専ら従事することとする。

第4条 (鑑定士の資格)
鑑定士の資格を有する者は、鑑定士の業務に専ら従事することとする。



教育資金一括贈与 (措法70の2の2)

令和5年度税制改正（教育資金、結婚・子育て資金）

項目	従来	改正後	備考
教育資金	100万円	100万円	
結婚・子育て資金	100万円	100万円	
控除対象親	100万円	100万円	
控除対象配偶者	100万円	100万円	
控除対象子ども	100万円	100万円	
控除対象親	100万円	100万円	
控除対象配偶者	100万円	100万円	
控除対象子ども	100万円	100万円	

教育資金一括贈与（まとめ）

贈与者	受贈者	贈与額	贈与年	贈与回数
父	子	100万円	2019年	1回
母	子	100万円	2019年	1回
父	子	100万円	2020年	1回
母	子	100万円	2020年	1回
父	子	100万円	2021年	1回
母	子	100万円	2021年	1回
父	子	100万円	2022年	1回
母	子	100万円	2022年	1回
父	子	100万円	2023年	1回
母	子	100万円	2023年	1回
父	子	100万円	2024年	1回
母	子	100万円	2024年	1回

贈与者	受贈者	贈与額	贈与年	贈与回数
父	子	100万円	2019年	1回
母	子	100万円	2019年	1回
父	子	100万円	2020年	1回
母	子	100万円	2020年	1回
父	子	100万円	2021年	1回
母	子	100万円	2021年	1回
父	子	100万円	2022年	1回
母	子	100万円	2022年	1回
父	子	100万円	2023年	1回
母	子	100万円	2023年	1回
父	子	100万円	2024年	1回
母	子	100万円	2024年	1回

1. 贈与税の計算方法

2. 贈与税の計算方法

3. 贈与税の計算方法

4. 贈与税の計算方法

5. 贈与税の計算方法

6. 贈与税の計算方法

7. 贈与税の計算方法

8. 贈与税の計算方法

9. 贈与税の計算方法

10. 贈与税の計算方法

11. 贈与税の計算方法

12. 贈与税の計算方法

13. 贈与税の計算方法

14. 贈与税の計算方法

15. 贈与税の計算方法

16. 贈与税の計算方法

17. 贈与税の計算方法

18. 贈与税の計算方法

19. 贈与税の計算方法

20. 贈与税の計算方法

21. 贈与税の計算方法

22. 贈与税の計算方法

23. 贈与税の計算方法

24. 贈与税の計算方法

25. 贈与税の計算方法

26. 贈与税の計算方法

27. 贈与税の計算方法

28. 贈与税の計算方法

29. 贈与税の計算方法

30. 贈与税の計算方法

31. 贈与税の計算方法

32. 贈与税の計算方法

33. 贈与税の計算方法

34. 贈与税の計算方法

35. 贈与税の計算方法

36. 贈与税の計算方法

37. 贈与税の計算方法

38. 贈与税の計算方法

39. 贈与税の計算方法

40. 贈与税の計算方法

41. 贈与税の計算方法

42. 贈与税の計算方法

43. 贈与税の計算方法

44. 贈与税の計算方法

45. 贈与税の計算方法

46. 贈与税の計算方法

47. 贈与税の計算方法

48. 贈与税の計算方法

49. 贈与税の計算方法

50. 贈与税の計算方法

51. 贈与税の計算方法

52. 贈与税の計算方法

53. 贈与税の計算方法

54. 贈与税の計算方法

55. 贈与税の計算方法

56. 贈与税の計算方法

57. 贈与税の計算方法

58. 贈与税の計算方法

59. 贈与税の計算方法

60. 贈与税の計算方法

61. 贈与税の計算方法

62. 贈与税の計算方法

63. 贈与税の計算方法

64. 贈与税の計算方法

65. 贈与税の計算方法

66. 贈与税の計算方法

67. 贈与税の計算方法

68. 贈与税の計算方法

69. 贈与税の計算方法

70. 贈与税の計算方法

71. 贈与税の計算方法

72. 贈与税の計算方法

73. 贈与税の計算方法

74. 贈与税の計算方法

75. 贈与税の計算方法

76. 贈与税の計算方法

77. 贈与税の計算方法

78. 贈与税の計算方法

79. 贈与税の計算方法

80. 贈与税の計算方法

81. 贈与税の計算方法

82. 贈与税の計算方法

83. 贈与税の計算方法

84. 贈与税の計算方法

85. 贈与税の計算方法

86. 贈与税の計算方法

87. 贈与税の計算方法

88. 贈与税の計算方法

89. 贈与税の計算方法

90. 贈与税の計算方法

91. 贈与税の計算方法

92. 贈与税の計算方法

93. 贈与税の計算方法

94. 贈与税の計算方法

95. 贈与税の計算方法

96. 贈与税の計算方法

97. 贈与税の計算方法

98. 贈与税の計算方法

99. 贈与税の計算方法

100. 贈与税の計算方法

1. 贈与税の計算方法

2. 贈与税の計算方法

事例 1

この事例では、親が子供に教育資金を一括贈与した結果、贈与税の負担が大きくなり、結果的に子供の教育資金が不足したという失敗事例が紹介されています。

贈与税の計算は、贈与した金額から基礎控除額を差し引いた金額に税率を乗じた額となります。基礎控除額は、1人あたり100万円です。

贈与者	受贈者	贈与金額	基礎控除額	課税金額	税率	贈与税額
親	子供	1,000万円	100万円	900万円	20%	180万円

このように、1,000万円の贈与に対して、180万円の贈与税が発生します。結果的に、子供が実際に受け取れる金額は820万円となります。

この失敗事例を回避するためには、贈与税の負担を軽減するための対策が重要です。例えば、基礎控除額を最大限に活用するための贈与回数や金額の調整、あるいは贈与税の優遇措置を利用する方法などが挙げられます。

事例 2

この事例では、親が子供に教育資金を一括贈与した結果、贈与税の負担が大きくなり、結果的に子供の教育資金が不足したという失敗事例が紹介されています。

贈与税の計算は、贈与した金額から基礎控除額を差し引いた金額に税率を乗じた額となります。基礎控除額は、1人あたり100万円です。

贈与者	受贈者	贈与金額	基礎控除額	課税金額	税率	贈与税額
親	子供	1,000万円	100万円	900万円	20%	180万円

このように、1,000万円の贈与に対して、180万円の贈与税が発生します。結果的に、子供が実際に受け取れる金額は820万円となります。

この失敗事例を回避するためには、贈与税の負担を軽減するための対策が重要です。例えば、基礎控除額を最大限に活用するための贈与回数や金額の調整、あるいは贈与税の優遇措置を利用する方法などが挙げられます。

教育資金一括贈与に関するお問い合わせは、
国税庁のホームページをご覧ください。

お問い合わせ
電話

結婚・子育て資金一括贈与 (措法70の2の3)

	旧	新	備考
教育資金	100万円	100万円	
結婚・子育て資金	100万円	100万円	
教育資金	100万円	100万円	
結婚・子育て資金	100万円	100万円	
教育資金	100万円	100万円	
結婚・子育て資金	100万円	100万円	

※教育資金、結婚・子育て資金の給付額が100万円を超えた場合は、超過分は雑所得として課税される。

	旧	新	備考
教育資金	100万円	100万円	
結婚・子育て資金	100万円	100万円	
教育資金	100万円	100万円	
結婚・子育て資金	100万円	100万円	
教育資金	100万円	100万円	
結婚・子育て資金	100万円	100万円	

贈与者 受贈者	贈与額			
	10万円未満	10万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上
親から子へ	○	○	○	○
配偶者から子へ	○	○	○	○
親から孫へ	○	○	×	×

贈与者 受贈者	贈与額			
	10万円未満	10万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上
親から子へ	○	○	○	○
配偶者から子へ	○	○	○	○
親から孫へ	○	○	○	×





The screenshot shows a webpage from the Japanese Tax Authority (国税庁) detailing the "結婚・子育て一括資金贈与" (Lump-sum gift for marriage and child-rearing). The page is written in Japanese and includes several key points:

- 結婚資金贈与の特例:** Information regarding the special provisions for gifts used for marriage expenses, including the 100 million yen limit.
- 子育て資金贈与の特例:** Information regarding the special provisions for gifts used for child-rearing expenses, including the 100 million yen limit and the 10-year period for the benefit.
- 贈与税の計算:** Details on how to calculate the gift tax for these lump-sum gifts, including the application of the special provisions.
- 申請書類:** Information on the required documents for claiming the tax benefits.





公式LINEのご案内

「税理士に教える税理士の相続ここだけの話」

税理士法人レーディングでは公式LINE「税理士に教える税理士の相続ここだけの話」にて、相続・事業承継に関する情報やセミナー等のご案内をさせていただきます。

～こんな情報をお届けします！～

- ・相続・事業承継に関する実務家向け情報
- ・税理士法人レーディング主催のセミナー情報
- ・その他のお役立ち情報

実務に
役立つ情報
をお届けします！



こちらからご登録をお願いいたします⇒

弁護士法人ピクト法律事務所 「税理士法律相談会」

相続・事業承継分野などを含めて、税理士法人レディングをサポートしていただいている弁護士 永吉啓一郎氏の月額1万円の税理士向け法律相談サービスです。

税務と法務のクロスオーバーする領域に定評があり、かつ税務訴訟や税理士賠償責任などにも精通している弁護士は、永吉弁護士以外に知りません。

税理士事務所の経営に必須のサービスですので、ご紹介します。

250名以上の税理士が登録中!

年間**400**件以上!

税理士の相談を受ける弁護士が回答


税理士法律相談会

メールリスト相談サービス
30日間全額返金保証付き

いつでも
弁護士に相談できる

税理士・関与先の
対面・Web面談可

税務対策等の
書式ダウンロード



弁護士法人ピクト法律事務所
代表 永吉 啓一郎

詳細は
「税理士法律相談会」
で検索

～永吉弁護士の主な著書～